

## 家計急変



# 【国公立】令和7年度 熊本県奨学のための給付金募集案内

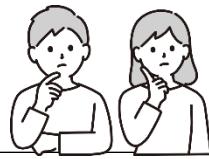
災害などで  
家計が急変  
した場合に！

保護者の失職、倒産、死亡等の家計急変によって保護者等の収入が激減した世帯を対象に、  
授業料以外の教育費負担の軽減を目的とした給付金を支給します。 **返済不要**

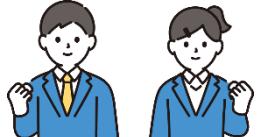
## 1 給付対象者

次の要件すべてに該当する世帯が対象です。

要件	
保護者	<input type="checkbox"/> 令和7年度の保護者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が以下ではないが、 <u>家計急変</u> により、以下となる見込みの世帯  ①非課税世帯（道府県民税所得割及び市町村民税所得割）（※1） ②105,500円未満（道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計）の世帯（生徒が専攻科のみ） ③264,500円未満（道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計）かつ扶養する子が3人以上いる世帯（生徒が専攻科のみ）
生徒	<input type="checkbox"/> 熊本県内に在住
生徒	<input type="checkbox"/> 高等学校等就学支援金の対象校に在学している
生徒	<input type="checkbox"/> 児童福祉法の措置費等の支給を受けていない



給付：申請口座へ振込



対象者：1, 2, 3年生

### （※1）「①非課税世帯」相当の家計急変の基準

世帯人数	向こう1年間の収入見込
3人世帯	2,216,000円未満
4人世帯	2,716,000円未満
5人世帯	3,216,000円未満
6人世帯	3,704,000円未満
7人世帯	4,140,000円未満
8人世帯	4,576,000円未満

- ・向こう1年間の収入見込には、退職金、失業手当は含めないものとします。
- ・向こう1年間の収入見込は、収入がある保護者等1人の場合の金額です。
- ・保護者等全員の収入状況が非課税相当であることが要件となるため、例えば、父親のみが減収により非課税相当となっても、母親が課税相当であれば対象となりません。

## 2 給付金額

家計が急変（収入が激減）した時期によって金額が異なります。

（例：9月10日に家計が急変した場合、10月～翌年3月分相当額を給付します。）

災害等により着用が義務付けられている制服が喪失・棄損したことで、再度制服の購入が必要な場合には、高校生等1人当たり64,800円の加算があります。

### 3 申請書類

書類	内容・注意点
◎熊本県奨学のための給付金交付申請書〔様式第1号〕	
① 振込先口座の通帳の写し (コピー)	金融機関、支店、預金種別、口座番号、口座名義フリガナが確認できる見開きページ
②家計急変の発生事由を証明する書類	<p>◎申立書</p> <p>◎上記の申立書の他に、次の区分に応じて提出してください。</p> <p>(ア) 【解雇や離職の場合】 雇用保険被保険者離職票-2、雇用保険受給資格者証、解雇通知書など</p> <p>(イ) 【破産や廃業の場合】 破産宣告通知書、廃業等届出など</p> <p>(ウ) 【疾病による減収・離職の場合】 (ア) 【解雇や離職の場合】の書類に加え、診断書を提出 ※参考様式を県ホームページに掲載しています。</p> <p>(エ) 【その他の場合】…申立書に記載してください。</p>
② 家計急変 <u>前</u> の収入を証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度課税・所得証明書</li> </ul> <p>※保護者等全員の所得割額が記載されているもの</p>
④家計急変 <u>後</u> の収入を証明する書類	<p>○会社員等の場合 会社作成の給与見込（急変後12ヶ月間）など ※参考様式を県ホームページに掲載しています。</p> <p>○自営業の場合 税理士又は公認会計士が作成した家計急変後の収入を証明する書類など</p>
⑤保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>扶養親族全員の記載が省略されていない課税・所得証明書</li> <li>扶養親族分全員の健康保険証の写し（コピー）</li> </ul> <p>（いずれか）</p>
⑤在学証明書（県外学校のみ）	県ホームページに掲載した様式に生徒の在學校が証明したもの
⑥その他の書類	上記のほか罹災証明書や誓約書、委任状など必要書類を追加で求める場合があります。

### 5 申請期限・提出先・問合せ先

#### 【県内の高等学校等に在籍する場合】

提出期限	年　月　日( )
提出先	○○高等学校　担当：△△
連絡先	***-***-****

※保護者等が県外にお住まいの場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。

各都道府県の問い合わせ先は、文部科学省HPに掲載されています。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm)

#### 【県外の高等学校等に在籍する場合】

令和7年12月19日（金）まで随時、以下に提出してください。

〒862-8609 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県教育庁県立学校教育局 高校教育課 修学支援班 「奨学のための給付金」担当

（電話 096-333-2675 受付時間：午前9時から午後5時（土日・祝日を除く））

◆申請書類は熊本県のホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.kumamoto.jp/site/kyouiku/9171.html>

# 奨学のための給付金 Q & A

## Q 1 申請したら必ず全員に給付されますか？

A 1 給付要件を満たし、かつ、申請書類に不備がなく、審査の結果、交付を決定した場合に給付されます。

## Q 2 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額とは何ですか？

A 2 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額とは、道府県民税及び市町村民税のうち、1年間の所得に応じて決まる税額のことです。市町村が発行する課税証明書等で確認することができます。

県民税	均等割額		市民税額	均等割額	
	所得割額			所得割額	

## Q 3 確定申告をしていませんが、どうすればいいですか？

A 3 確定申告をしていない場合、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を確認することができないため、申請はできません。お住まいの市町村役場にて道府県民税及び市町村民税の申告をした上で課税証明書の交付を受けるか、もしくは同様の手続きを行いマイナンバーでの申請を行ってください。

## Q 4 課税証明書等又はマイナンバーは同居している祖父母等も必要ですか？

A 4 原則として、親権者の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額により判断しますので、祖父母等の課税証明書等又はマイナンバーは必要ありません。親権者が父母の場合は2名分のみ提出してください。

## Q 5 保護者等が海外赴任のため課税証明書が発行できません。このような場合も対象になりますか？

A 5 海外赴任等で日本国内に住所を有しない場合（所得確認ができない場合）は、給付対象外です。

## Q 6 休学している場合は給付金の対象になりますか？

A 6 給付金が交付される年度の4月から3月まで（入学年度においては入学日の属する月から3月まで）の1年間休学する場合を除き、給付金の対象となります。

## Q 7 退学した場合は給付金を返還する必要がありますか？

A 7 給付金は、認定基準日時点で判断します。認定基準日以降の世帯状況等の変化、休学や退学などにより給付金を返還する必要はありません。

## Q 8 子どもは県内の高校に在学、保護者は県外に住んでいます。熊本県に申請できますか？

A 8 給付金の申請は、保護者等の住所がある都道府県に対して行います。  
申請手続きの詳細については、お住まいの都道府県へお問い合わせください。